主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人山下樹雄の上告趣意は、事実誤認、法令違反(本件記録によれば被告人が警察の呼出に応じて出頭する際に、偶々外国人登録証明書を持参しなかつたというのではなくて、居町内を出歩くときは日頃携帯していなかつたことが明らかである。外国人登録法一三条一項にいう携帯とは所論のように自己の支配内に置けば足りるというのではなく、法の規定する職員から呈示を求められたときは、直ちに呈示できるように所携していなければならないのである。従つて同条、第一八条一項七号の罪が成立しないとの所論は採用できない。)、量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和三三年一〇月三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_